○市町村別サービス一覧【御嵩町】

【注意事項】
○この表は、令和5年9月14日時点で可能な行政サービス等を掲載しています。
　掲載されていないものについても、市町村等との調整が完了したものから、順次、一覧表を更新する予定です。
○サービス等を利用する際には、宣誓書受領証の提示のほか、各行政サービスの利用要件（収入や同一生計等）を満たす必要があります。
（詳しくは、事前にサービス提供者（市町村）へご確認願います。）
○なお、サービスによっては、宣誓書受領証の提示が不要な場合もあります。

令和5年9月14日現在
（随時更新中）

番号	サービスの名称（制度・事業等）	概　　要（サービスの内容等）	対象条件・必要書類	URL	宣誓書受領証の提示		問い合わせ先		備　　考
					必要	不要	担当課	電話番号	
1	住民票における続柄変更	続柄を「縁故者」とすることができる	対象条件：宣誓した者同士が住民票上同一世帯であること 必要書類：申出人の身分証明書（運転免許証等）		○		住民環境課	0574-67-2111 内線2104	
2	町営住宅入居申込み	町営住宅入居申込み際に同居人に該当させる	対象条件：町長が承認したもの 必要書類：同居人異動届・住民票		○		総務防災課	0574―67―2111 内線2209	
3	身体障がい者等に関する軽自動車税の減免	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育 手帳、精神障害者保健福祉手帳をお 持ちの方で一定の要件に該当する方 が所有又は取得する軽自動車について、軽 自動車税の 減免を行う。	町HP参照	https://www.town.mitake.lg.jp/portal/life-process/tax-insurance-pension/light-vehicle-tax/post0001737/		○	税務課	0574-67-2111 内線　2154	生計を一にする方が運転する場合 で、他の要件に該当する場合は、 パートナーシップ宣誓をしていなくて も対象となります。